

区役所・支所福祉業務職員研修プロポーザル 参加者募集要項

京都市保健福祉局
生活福祉部生活福祉課

京都市では、生活保護制度に鑑み、生活保護受給者に寄り添い、自立に向けた支援を実施するため、各区役所・支所の福祉業務職員に対し、専門的な知識を持って適切に対応できる高い資質・能力の養成が必須であると考えております。

そのため、福祉分野に携わる職員が専門的知識及び専門的技術を確実に習得し、速やかに即戦力として活躍できることを目的に、実務的な研修を実施し、質の高い人材育成を実施しております。

区役所・支所福祉業務職員研修については、生活保護に従事する職員を中心に、生活保護以外に従事する職員に対しても、高い専門性が求められる研修について委託することを予定しております。

つきましては、下記のとおり、プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、参加者を募集します。

記

1 業務内容の概要

- (1) 名称 区役所・支所福祉業務職員研修委託事務
- (2) 内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 委託期間 令和2年6月15日（月）～令和3年3月31日（水）

2 予定価格の上限等

1,508,000円※（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ なお、委託費には、講師謝礼・配布用資料・研修会場費・研修場所までの交通費等委託業務の遂行に係る一切の経費及び所得税を含むものとする。

3 応募資格

応募資格については、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)を満たしている者であること。

- (1) 令和2年4月30日時点において、京都市入札参加有資格者名簿に登録している者（京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けていないこと）
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
 - オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

4 参加申請

- (1) 申請期限 令和2年4月30日（木）午後5時まで
- (2) 申請場所 〒604-8091
京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1
中信御池ビル3階 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課
電話 （075）251-1175
- (3) 申請方法 下記「(4) 必要書類」を申請場所へ持参すること。（別紙1）及び（別紙2）は、令和2年4月16日以降、上記申請場所で交付又は京都市ホームページ上からもダウンロード可能。

(4) 必要書類

ア 参加申請書（別紙1）

イ 業務実績一覧（別紙2）

平成31年4月1日以降に実施した研修業務（福祉業務に携わる職員や専門職員の養成等に関するもの）の実績について、そのような分野に特化した研修であったか等、詳細に記載すること。

ウ 会社概要

エ 個人情報等の保護に関して独自に規定している場合はその写し

オ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行）※写し不可

カ 使用印鑑届

キ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書

（提出日前3箇月以内に発行：写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

ケ 水道料金及び下水道料金の納付証明書

（提出日前3箇月以内に発行：写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、3応募資格(1)に該当するものは、オ以下を省略できるものとする。

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

- (1) 受付期限 令和2年4月23日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 受付場所 4（2）と同じ。
- (3) 質問方法 電子メール（chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp）又は持参（様式自由の書面）による。
- (4) 回 答 令和2年4月24日（金）までに電子メール、書面又はHPにより回答を行う。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和2年5月14日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 4（2）と同じ。
- (3) 提出資料 企画提案書及び見積書
- (4) 提出方法 持参による。
- (5) 提案事項

「区役所・支所福祉業務職員研修」に関するプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙3）を参

考のこと。

※ 4（1）の申請期限までに参加申請を行わなかった者の企画提案書は受理しない。

※ 「4 参加申請」を受理した者のうち、6（1）提出期限までに企画書が提出されない場合は、辞退したものとみなし、参加申請の受付を取り消す。

7 受託候補者の選定方法

(1) 受託候補者の選定

選定は「区役所・支所福祉業務職員研修業務受託者選定委員会」において実施する。

提案書の提出者（以下、「提案者」という。）からの提出書類及びプレゼンテーションに基づき、本事業をより適切に遂行する能力等を審査して、委託業務の仕様の確定後における契約締結の協議に係る相手方の優先順位を決定し、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和2年5月20日（水）午後1時30分～（予定）

イ 場所

井門明治安田生命ビル4階 京都市保健福祉局会議室（予定）

出席時間、場所等については、提案者に別途通知する。

ウ 方法

- ・ 説明30分以内、質疑応答20分程度
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(3) 評価項目

ア 方針及び基本的な考え方

イ 実施内容

ウ 個人情報の保護

エ 業務実績

オ 独自提案

カ 費用見積額

(4) 評価結果の通知

評価結果については、評価後、順位を付して令和2年5月28日（木）以降に提案者全員に書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

8 契約手続

受託候補者の提案に基づき、業務の計画に応じて、受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

受託候補者が本市の作成した契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約するものとし、その者とも合意に達しない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行う。

9 留意事項

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

<スケジュール>

令和2年	4月16日(木)	募集開始
	4月23日(木)	質問締切り
	4月28日(火)	質問回答
	4月30日(木)	参加申請締切り
	5月14日(木)	企画提案書提出締切り
	5月20日(水)	プレゼンテーション
	5月28日(木)	結果通知
	6月1日(月)	選定業者との調整開始
	6月15日(月)	委託契約締結

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課（担当 竹中，瀬川）
〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500 番地の 1
中信御池ビル 3 階
電話：(075)251-1175 FAX(075)256-4652
e-mail:chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp